

岡山県税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 自動車税については、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができることとする。</p> <p>2 県税のうち規則で定めるものについては、電子情報処理組織を使用して納付し、又は納入することができることとする。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>納税者の利便性の向上を図るため、知事が収納の事務を委託した者に自動車税を払い込むことができることとするとともに、電子情報処理組織を使用して県税を納付し、又は納入することができることとする等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

## 岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「納入告知書」の下に「（次条において「納付書等」という。）」を加え、「郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。）」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金（規則で定めるものに限る。）については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができる。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 納税者又は特別徴収義務者は、前条の規定にかかわらず、徴収金（規則で定めるものに限る。）を、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該納税者又は特別徴収義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、納付書等によらず納付し、又は納入することができる。

### 附 則

この条例中第三条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は平成二十年三月二十四日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。

### 改正理由

納税者の利便性の向上を図るため、知事が収納の事務を委託した者に自動車税を払い込むことができることとするとともに、電子情報処理組織を使用して県税を納付し、又は納入することができることとする等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>(徴収金の納付又は納入の方法)</p> <p>第三条 納税者又は特別徴収義務者が県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「徴収金」と総称する。)を納付し、又は納入するときは、納付書、納入書、納税通知書、納税告知書又は納入告知書(次条において「納付書等」という。)によつて指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」と総称する。)又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二十条の三第一項第二号の規定により県税の徴収に関する事務の一部を処理することとした市町村に払い込まなければならない。ただし、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込むことを妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金(規則で定めるものに限る。)については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができる。</p> <p>3 納税者又は特別徴収義務者が徴収金の滞納により財産の差押を受けた後に徴収金を納付し、又は納入するときは、前二項の規定にかかわらず、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込まなければならない。</p> <p>第三条の二 納税者又は特別徴収義務者は、前条の規定にかかわらず、徴収金(規則で定めるものに限る。)を、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))と当該納税者又は特別徴収義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、納付書等によらず納付し、又は納入することができる。</p>	<p>(徴収金の納付又は納入の方法)</p> <p>第三条 納税者又は特別徴収義務者が県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「徴収金」と総称する。)を納付し、又は納入するときは、納付書、納入書、納税通知書、納税告知書又は納入告知書によつて指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」と総称する。)、郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。))又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二十条の三第一項第二号の規定により県税の徴収に関する事務の一部を処理することとした市町村に払い込まなければならない。ただし、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込むことを妨げない。</p> <p>2 納税者又は特別徴収義務者が徴収金の滞納により財産の差押を受けた後に徴収金を納付し、又は納入するときは、前項の規定にかかわらず、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込まなければならない。</p>